

税条例改正参考資料 令和7年度

毎年3月に公布される地方税法の一部改正に合わせた改正例の参考情報を「税条例改正参考資料」としてお届けしています。

こんなお悩みございませんか？

- 「総務省税条例改正例」は縦書きなので、横書きの例規集用に加工しなければいけない。
- 4月1日施行分は専決処分、それ以外は議会にかけるので、議案を2つに分ける必要がある。それぞれの附則の規定はどうすればいいだろう。
- 毎年わがまち特例の項ずれ対応や地方税法の改正内容の確認が大変だ。



本商品をご利用いただくことで解決いたします！



- 「総務省税条例改正例」の横書き対応版があるから横書き用に加工する必要がない。
- 4月1日施行とそれ以外の施行分の議案とで議案を分けた改正例もあるので、施行日や経過措置の規定に迷わない。
- わがまち特例の改正で、地方税法の改正内容との対比資料があるので、対象となる設備が把握しやすい。

サービス概要

1 「総務省税条例改正例」をもとに、下記資料をご提供します！

- 総務省税条例改正例施行日色分け版
- 「総務省税条例改正例」横書き対応版
- 改正議案例・新旧対照表例（4月1日施行専決分とそれ以外の議案に分ける例）
- わがまち特例の割合及び地方税法の改正との対比表

2 同一年度内に複数の改正例が出た場合は、その都度、資料をご提供します！追加料金は一切頂きません。

3 本資料には、税条例のほか、都市計画税条例、国民健康保険税条例、固定資産評価審査委員会条例の改正を含みます。

約30のファイル（docx、xlsx、pdf）が入ったzipファイルを、メールに添付する形でのご提供となります。

総務省配布の税条例の改正参考例の横書き・施行日色分け版

横書きの加工不要、改正規定ごとの施行日を確認しやすい！

黒	：令和6年4月1日施行【原則施行日】
深緑	：令和7年4月1日
群青	：公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

市（町・村）税条例（例）の一部を改正する条例（例）

市（町・村）税条例（例）（昭和29年自乙市発第20号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「若しくは金銭」を削り、同項第1号中「又は金銭」を削り、同号ケを次のように改める。

ケ 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第51条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市（町・村）長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかで

「わがまち特例」の改正と地方税法に規定された参酌値の資料

条例で定める参酌値や割合の範囲が簡単に確認できる！

資料No. 51 税条例附則第10条の2「わがまち特例」の令和6年度の改正内容と参酌値

令和6年3月18日
第一法規

改正後	改正前	地方税法で定める割合の範囲	都計
15 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	14 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	4分の3を参酌して12分の7以上12分の11以下	
16 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	15 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	4分の3を参酌して12分の7以上12分の11以下	
17 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	16 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	4分の3を参酌して12分の7以上12分の11以下	
18 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	17 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下	
19 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	18 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下	
20 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	19 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下	
21 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	20 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下	

専用申込書

TEL 0120-203-694 電話受付時間／9:00～17:30（土・日・祝日を除く）

FAX 0120-302-640

商品名	価格	お申込み
税条例参考資料 令和7年度 [096107]	定価 13,200円（本体 12,000円＋税10%）	☐
令和6年参考資料 サンプル	無料	☐

※メールでの納品となりますので誤りの無いよう、zipファイルを確実に受信できるアドレスを記載ください。
※消費税は申込日時の適用税率に依ります。

お申込み日 年 月 日

自治体名	部署名	☐ 公用 ☐ 私有
フリガナ ご氏名	TEL	
E-mail	@	
備考		

お客様の個人情報の
取扱いについてお客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム（<https://www.daiichihoki.co.jp/support/contact/contact.php>）又はフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974